

ばば こうへい議員	一般質問・・・1
さこ 祐仁 議員	一般質問・・・8
島田 けい子 議員	一般質問・・・15
他会派の一般質問項目	・・・・・・ 22

●京都府議会 2022 年 6 月定例会一般質問が 6 月 20 日、21 日、22 日に行われ、日本共産党のばばこうへい議員、さこ祐仁議員、島田けい子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

ばば こうへい議員（日本共産党・京都市伏見区） 2022 年 6 月 20 日

水道事業の広域化・民営化ではなく、自治体の自己水を守る責任を果たせ

【馬場議員】日本共産党の馬場こうへいです。通告に基づき知事並びに関係理事者に質問いたします。

まず、水道の広域化・民営化についてでございます。現在本府では、国が策定を求める広域化推進プランの策定作業を、今年度末の策定・発表に向けて進めておられます。同時に、今年度末に改定を迎える京都府営水道ビジョンの検討部会が 5 月 19 日に開かれ、そこで示された検討案には広域化・広域連携については、「受水市町のみならず、利用者である住民の十分な理解を得る必要がある」、「長期的な検討・調整の期間を要します」としながら、「企業団方式も視野に検討を進める」と明記し、受水市町に示す選択肢の例として示されているのは、企業団経営を「浄水場の企業団管理」、「浄水場の企業団による保有管理」、「配水管理も含む全てを保有管理にする」このどのレベルにするのかというふうになっています。

さらに、5 月に行われた北部・中部・南部の圏域ごとの水道事業広域的連携等推進協議会では、水道グランドデザイン改定の検討案が示され、「公民連携の推進」として、包括的民間委託や指定管理者制度・コンセッションを含む PPP/PFI など、最適な民間手法があれば積極的に推進することが明記されています。広域化についても特に北部圏域については、北部の全ての水道事業者を対象に、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町の 5 浄水場と 1 配水池を廃止し別施設に統合する案、北部 3 市を対象に、福知山市、舞鶴市、綾部市の 7 浄水場と 3 配水池を廃止し、新たな浄水場と配水池を建設する案の 2 案が、具体的な浄水場や配水池の名前まで上げてシミュレーションされています。

そこでお伺いします。これまで「広域化ありきではないか」と指摘しても、「各市町が判断すること」「あくまで選択肢の一つ」とし、民営化の流れについても「民営化を検討している府内自治体はない」と答えてきました。しかし、今回示された検討案に見られるように、京都府が示す方向は国が進める基盤強化イコール広域化・民営化という流れそのままになっていると考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

また、こうした重要なことが府民に明らかにされずに進められていることは極めて重大です。全国では、先行的に広域化や民営化する自治体があり、すでに様々な問題が指摘されています。宮城県では広域化の議論に先立って、コンセッション方式により昨年 12 月に上下水道・工業用水の運営権を設定する契約を、メタウォーターやヴェオリアなど 10 社が出資する特定目的会社との間で結び、今年 4 月から民間企業による運営がスタートしています。都道府県単位で運営権を売却するのは、宮城県が

初めての事例です。

先日、宮城県で民営化ストップの運動などに取り組んでこられた方々にお話を伺いました。運営会社の中核企業はメタウォーターとされていますが、メタウォーターはフランスの水メジャー・ヴェオリアの子会社が株式の51%を有するなど、実質的にはヴェオリアによる運営になっていること。株主企業にはオリックスや日立製作所、東急建設などが入っており、維持管理などもそうした企業が独占していくのではないかと、地元企業の中で怒りの声が上がっていること。県民負担増を抑えることや適正な業務の確保について、県との協議など様々な規定はあるものの、十分に保障できるものになっていないこと。現在本府と同様に検討が進められている広域化推進プランの作成を、運営会社の株主に名を連ねる株式会社日水コンが請け負うという、出来レースのような事態まで起こっていることなど、さまざまな実情をお聞きしました。

今回お話を伺って、これまでも本議会の中で浜松市の下水処理場のヴェオリア社への運営権売却で起こっている実態を取り上げてきましたが、「維持管理の工事などから地元企業が排除されている」、「役員報酬など経営状況についてもブラックボックスで、議会にも住民にも明らかにされない」など、まさに宮城県でも同様のことが現実になろうとしていることを強く感じました。

先行自治体の例を見ても、水道事業に与える影響は極めて重大で府民生活に大きな影響を及ぼすものです。ところが、たとえば府内最大の事業者である京都市について、市は「広域化などは考えていない」と議会で答えていますが、府の検討案では「京都市や府営水道、中核的な事業者は、引き続き府と共にリーダーシップを発揮し…、広域化を先導する役割が期待される」と明記されていますが、こうしたことが府民・市民には全く明らかにされていません。このように府民的に明らかにせずに進めることは許されないと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

今求められているのは、水道法の精神の根幹にある、清浄で低廉な水をしっかりと守るということで、そのために各水道事業者が事業を継続することをどう保障するのかということだと考えます。そうした観点で府営水道ビジョンの素案を見ると、様々な課題があるのではないのでしょうか。

素案では「施設規模の適正化」として、現在18ある市町の浄水場のうち12浄水場を統廃合対象とする「大規模集約」、府施設も含む9浄水場を統廃合対象とする「小規模分散」の2つの統廃合案が改めて示され、今後はこの案を基に議論を進めるとしています。同時に、その2案と現状維持を比較した場合、収益的支出・平均給水原価が長期的にどうなるのかの試算が示され、収益的支出では今後40年間で、大規模集約では129億円、小規模分散で71億円の削減。平均給水原価では同じく5.6円、3.1円の削減が見込まれるとしています。

しかしよく見ると、2018年～2022年の収益的支出予測が771億円で、40年後の2053年～2057年の予測は現状維持ケースでは1,009億円、大規模集約ケースでは973億円、小規模分散ケースでは963億円と、その差はそれぞれ36億円、46億円と単年の負担の軽減は極めて限定的なことがわかります。平均給水原価も同様に、現在227.8円が40年後の予測では現状維持で421.2円、大規模集約で406.0円、小規模分散で402.2円と大幅な水道料金の引き上げは余儀なしということになっています。これでは、今ある課題を解決するものになっていないと言わなければなりません。

そこで伺います。こうした計画になるのは、そもそも背景にある過大な水需要に基づいて進められてきた施設整備があるにも関わらず、その責任を横に置いて進めようとするからです。これまでの進め方の総括が必要です。そして、府民にしわ寄せを押し付けるようなことではなく、自己水を守り各自治体の水道事業を守ることに、本府が責任を持つべきと考えますがいかがですか。ここまでご答弁をお願いいたします。

【知事：答弁】 水道の広域化についてでございます。水道事業が将来にわたり安心安全な水道水を供

給していくためには、事業の基盤強化が求められております。国からは基盤強化策の一つとして、令和4年度中の水道広域化推進プランの策定要請があり、また市町村からも広域的な観点での基盤強化策の検討が必要との意見が出されております。

このような中、府営水道給水エリアの水道事業においても、基盤強化にあたって府営水道と受水市町が一体となって様々な課題に対応していくことが不可欠であり、現在府営水道ビジョンの策定作業を通じて府営水道と受水市町の垣根を超えた幅広い視点から、地域全体の水道事業のあり方を議論しているところでございます。

ビジョンの検討案では、将来の水需要に応じて府営水道と受水市町の施設を合わせた全体の中での、適正な施設規模と配置について府営水道が作成した複数の施設配置案をもとに議論し、10年間の経過期間内に施設整備方針を定めることを目標にしております。

また経営を一体化することで全体最適を目指した合理的経営が可能になり、有効な基盤強化策の一つとなることから、受水市町との企業団化による経営の一体化を含めた、経営形態のあるべき姿についての検討にも着手することとしております。これらの検討に当たっては受水市町と十分な意見交換を行い、基盤強化に向けた方策を検討する中で多様な選択肢を示しつつ、その中から受水市町が地域の実情に応じた方策を選択できるよう、議論を進めてまいりたいと考えております。

また住民の皆様やそれぞれの議会に対する丁寧な説明が重要であることから、京都府営水道事業経営審議会やビジョン検討部会といった公開の場で議論し、パブリックコメントにより府民の意見を反映することとしております。

今後とも府営水道は受水市町とともに業務の共同化や施設の一体管理など、効果の見込める連携事業を取り入れながら、地域の水道事業を守るという共通の目標のもと真摯に議論し、基盤強化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます

【増田府民環境部長：答弁】 各自治体の水道事業への支援についてでございます。

京都府ではこれまでも、人材育成や技術力向上のための研修会の開催や、市町村水道施設耐震化促進事業補助金や、故郷の水確保対策事業補助金による財政支援などにより、市町村水道事業の基盤強化を図ってまいりました。

さらに府営水道においては未利用の水源費について受水市町に料金負担を求めないこととし、これにより生じた約91億円の累積欠損金については、議会の議決を経て減資により解消を図るなど、府民負担の軽減に努めてまいりました。

今後とも府民生活のライフラインである水道事業を持続可能なものとするため、広域連携などを含め府営水道は受水市町とともに事業の基盤強化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

【馬場議員：再質問】 1点再質問させていただきたいと思っております。多様な選択肢を示す公開の場での議論を行っていくということがありまして、この間も広域化・民営化ありきではない、押し付けではない、明らかにしながらやっていくんだとおっしゃってきたんだけど、ここに来て府から出されている資料はどれもこのままでは大変なことになりますよということと、その方向性は広域化しかありませんよという事しか現状は示されていないわけで、多様な選択肢ってことにはなっていない。これでは結果的に自治体に対して広域化や民営化を迫っていくことになっていくのではないかと思いますけれども、その点についてはどのように考えているのかお答えください。

【知事：再答弁】 馬場議員の再質問にお答えいたします。先ほども答弁いたしましたけれども、この

全体の検討にあたりましては、受水市町と十分な意見交換を行いまして、さまざま基盤強化に向けた方策を検討する中で、多様な選択肢を示しながら地域の実情に応じた方策を選択できるように議論を進めて参りたいという基本的な姿勢でございます。ただ、広域化も例えば経営形態のやり方につきましても、具体的に選択肢を示さないと具体的な議論が進まないということもございまして、選択肢を示している段階でございます。いずれにしても水道事業をめぐる状況は非常に厳しいものがございます。最終的にはそうした厳しい状況の中で水道事業の基盤を強化して、府民の皆様心安い水道を供給するという受水市町、われわれ共通の目標のもとに真摯に議論を進めてまいりたいと考えております。

【馬場議員：指摘要望】再質問の答弁も基本的には同じ中身になっていまして、多様な選択肢を示しながら議論しながら進めていくんだというお話だったんですけども、現状示されているものはそうになっていない。このままで行けば大変なことになるんだ、その結果その解決の方向性をどうするのか、選択肢に示されているのは広域化・民営化の方向性しか示されていないということになっていて、それでは結果的に自治体に対してそうした方向を迫っていくことになるのではないかと、この事は厳しく指摘をしたいと思っております。

水道は暮らしに直結する極めて重要なインフラです。だからこそ水道法では清浄で低廉な水を供給することが目的とされてきました。ところが、この間の法改正の中で広域化や民営化が入ってくるということの中で、自己水が守られずに広域化や民営化という方向がどんどんと全国で進められることになっているわけです。だからこそ自己水を守って市町の水道事業、こうしたものを守るといふ本府の責任がいよいよ重要になっている。このまま府民に明らかにすることなく自治体に対して広域化や民営化を押し付けるようなことは絶対にやめるべきだと、このことについては強く求めておきたいと思っております。

中小事業者の事業継続のため家賃・光熱水費などの固定費支援を

【ばば議員】次に、建設業にかかる原油・原材料高騰の影響について伺います。そもそも建設業界では、アベノミクス以降、リニア新幹線やオリンピック事業など、スーパーゼネコンなどの大手企業では建設業バブルと言われるような状況がある一方で、他の産業と比べても低い所得や厳しい労働環境などを背景に、特に地域の中小事業者などを中心に、若手技能労働者の確保が困難になる中で、技術継承が難しくなってきました。そうした中で、原油・原材料高騰がどんな影響をあたえているのか、全京都建築労働組合が、今年3月に行った組合員へのアンケート調査によりますと、製材関係は軒並み10%を超える値上がりで、一部では40%を超えるものもあります。しかも、これは直近の値上げだけで、コロナ禍以降のウッドショックの値上りを加えますと、製材価格は1.7倍から2.3倍もの値上がりになっています。さらに、住宅設備や内装、水道、足場や生コン、廃材処理など、値上がりはあらゆる部分に及んでいることがわかります。お話を伺った鉄筋工事業の方は、「通常見積もりは3か月有効。しかし、値上がりが急激すぎて見積もりも慎重になる。そうすると仕事が取れない」「そもそも交通費などないので、ガソリンの値上がりはそのまま被らざるを得ない」。塗装業の方は、「自分は材料持ちではないので、影響は限定的だけれども、頑張っって自前の仕事をとっている人は、材料高騰の影響をまともに受けている」。重層下請けや材料持ちに手間請などによって、影響の度合いが様々になる建設業界ならではの事情についてお話を伺いました。

そこでお伺いします。本議会には、補正予算として、原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援事業費や道路運送事業者・地域公共交通原油価格高騰対策事業費が提案されています。しかし、その中身は、省エネ機器やシステム導入などの設備投資への支援、運送業や公共交通事業者向けの支援に限

られています。これでは、建設事業者など、影響の現れ方が非常に多様であることや、影響が非常に幅広い分野に及んでいることなどに全く対応できません。コロナ禍はもちろん、そこへ原油・原材料高騰が追い打ちをかける中で、建設業を含む、すべての中小事業者が事業継続できるよう、家賃や光熱水費などの固定費への支援を実施すべと考えますが、いかがですか。

賃金条項を含む公契約条例の制定を

さらに、労働環境の改善もまったなしです。国は、4月1日以降の直轄事業の入札について、大企業で3%以上、中小企業で1.5%以上の賃上げを表明した入札参加者に対して、総合評価方式での加点を実施しています。賃金など労働環境の改善による若年者の確保が急がれる課題となっている中で、一歩前進と言えると思います。しかし、多くの中小事業者にとっては原資の確保なしには、賃上げすることそのものが難しいのが実態です。また、元請事業者に雇用されている労働者であれば賃上げされる可能性はありますが、一人親方など多くの現場労働者の中にも賃上げの効果をもたらすためには、国の取り組みは十分とは言えません。

そこで伺います。そもそも、府として国が公共事業でも賃上げに対するインセンティブに踏み切る中で、府発注の事業について、同様に賃上げを後押しするような制度の実施についてその必要性はどのように考えておられますか。また、末端の労働者まで賃上げが届くことを補償するためにも、賃金条項を含む公契約条例の実施が必要と考えますが、いかがですか。

伏見港周辺の整備は地域住民の意見を幅広く聞いて進めよ

最後に、地元伏見区の伏見港周辺の整備について伺います。伏見区にある伏見港は、1594年に豊臣秀吉が伏見城を造成するにあたって整備され、大阪との水運の重要な拠点として役割を果たしてきました。物流手段の変化に伴い、水運の拠点としての役割は終えたものの、現在も港湾として指定されている極めて珍しい河川港です。周辺には、「〇〇浜町」など、物流拠点としての役割を果たしてきた歴史を物語る町名が多く残されています。また遊歩道などが整備され、十石船や三十石船での遊覧も行われています。このように伏見港は、観光資源としてはもちろん、地域の歴史を語る上で欠かすことのできない重要なものです。その伏見港が、昨年4月に国のみなとオアシスに登録され、宇治川派流など含む周辺の整備が進められる計画となっています。

その一環として、宇治川派流では、かつて多くの商いが営まれてきた歴史的経過の中で残された元豊店の建物が、ようやく所有者と協議が整い除却され、地域の方も喜ばれています。この間、私も松尾孝元府会議員から引き継ぐ形で、建物所有者からも相談を受け、京都府土木事務所との協議などに関わってきた関係もあり、改めて関係職員の方々のご努力に感謝を申し上げたいと思います。

一方で、本当の意味で伏見港の魅力アップにつなげるためには、極めて狭隘な周辺道路の改善、十石船の乗り場へのアクセスのバリアフリー化、将来にわたる適切な維持管理、中書島駅の北側の南新地地域の広大な未舗装道路の解消など、地域の方々からは周辺の課題解決も含めて実施する必要があるとの声が聞かれます。まず、こうした声についてどのように把握をされているのかお答えください。また、整備が地域全体の活性化につながっていくためにも、周辺整備に当たっては地域住民の声を幅広く聞くことが重要で、そのためにも地元説明会や意見交換会などの実施を検討すべきと考えますが、いかがですか。

【答弁：上林商工労働観光部長】 中小企業者への固定費支援についてでございます。固定費支援など

事業継続や雇用維持のベースとなる支援は国が担い、京都府は地域の産業特性にあわせた補助制度や事業者への極め細やかな経営支援などを担うことが重要であると考えております。そのため国に対して、持続化給付金の再給付や雇用調整助成金の特例措置の延長を繰り返し求めてまいりました。その結果、事業復活支援金の創設や雇用調整助成金の特例措置の延長が実現したところです。京都府においても、中小企業の設備の省エネ化などのハード支援に加え、省エネ診断士等の派遣を通じたソフト支援を一体的に実施することで建設業を含む幅広い業種で固定費削減につながる経営効率化を支援してきたところです。今定例会においても小規模事業者を中心に省エネ対策や経営効率化等の取り組みを支援するために必要な予算案を提案しております。引き続きあらゆる施策を総動員することにより、事業者の事業継続と雇用維持に全力で取り組んでいきたいと考えております。

【答弁：浜田建設交通部長】 京都府発注の事業にかかる賃上げ制度の導入についてでございます。国による総合評価競争入札における賃上げを実施する企業に対する加点措置につきましては、現場で働く方々の収入を引き上げる方向に導くため、この4月からすべての調達を対象として導入されたところでございます。建設業における賃上げについては、重要な課題と認識しておりまして、京都府といたしましては府内建設企業の経営体質強化に取り組み、賃上げができる環境整備につとめてまいりました。具体的には平成24年に公契約大綱を制定し、府内企業への発注の原則化、重層的な下請け企業への改善、下請負先を府内企業とすることの要請などに取り組みと共に、国と連動した設計労務単価や諸経費率の引き上げを実施してまいりました。また、最低制限価格等の見直しについても、すみやかに実施しているところでございまして、元請け、下請けの収益構造を改めることと合わせて、工事従事者の賃金水準の適正化に努めてきているところでございます。今後とも安定した事業量を維持するとともに、原則府内発注をはじめとする公契約大綱にもとづくとりくみを進め、企業の適正利潤を確保することで工事従事者の賃金水準の上昇に繋げてまいりたいと考えております。

賃金条項を含む公契約条例の制定についてでございますが、労働者の賃金等の労働条件は、労働基準法等の関係法令に反しない限り、労使が自主的に決定することとされており、最低賃金法とは別に条例等で賃金の基準を新たに設けることにつきましては慎重に対応することが必要でございます。また、労働者の賃金問題は公契約のみならず私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして労働法制の中で対応されるべきものと考えております。

続きまして、伏見港周辺の整備についてでございます。全国唯一の内陸河川港湾でございます伏見港は、京都府、京都市、地元商店街や観光協会、周辺に駅を有する鉄道事業者などが連携して周辺地域のPRや地元の機運醸成により取り組んできた結果、R3年4月に国土交通省により「みなとオアシス」に等陸されました。「みなとオアシス」を運営していくに当たりましては、地域の意見を十分に把握する必要がありますことから、京都府、京都市に加え、伏見区市政協力委員連絡協議会、NPO法人伏見観光協会、「伏見桃山頑張る7商店街」など多くの地元住民の代表組織が参画する運営「まちづくり協議会」を設立したところでございます。議員ご紹介の十石船乗り場のバリアフリー化などのご意見があることもお聞きしておりまして、できるものから順次着手しておりまして、伏見港周辺地域の魅力をさらに高め、水と歴史を生かしR3年10月に伏見の港を中心としたまちづくりへの意見募集を実施するとともにR4年5月には「みなとオアシス」にかかるまちづくりビジョンへの意見募集や伏見港の賑わい拠点となるエリアの愛称募集を行うなど、地域内外から幅広くご意見をお伺いし、今後の運営に反映することといたしております。今後とも、皆様からいただいたご意見を生かした運営を心がけ、伏見港周辺地域の魅力を高めることで幅広い方々から愛される「みなとオアシス」となるよう取り組んでまいります。

【馬場議員：再質問】「みなとオアシス」にかかわる整備についてですけれども、運営協議会を作って、様々な団体が入っておられることも存じ上げています。サポーター制度も立ち上げていただいています。サポーターは現在40名ほど、意見聴取もまちづくりビジョンに関する意見をネットでお寄せ下さいといわれていますが、地域の多くの方が全く知らないというのが実態です。だからこそ、広く意見を聞く説明会などをしっかりと行っていただきたい。ぜひ前向きに検討いただきたいと思いません。

建設業の賃上げについて再質問します。

「設計労務単価が上がっているから現場の単価は上がっている」と繰り返し重要だといいいながら、実際には公契約大綱や元請下請関係適正化指針ということになっていて考え方は示していただいています。京建労の最新の賃金アンケートでも、この10年間で142%も設計労務単価が上がっているのに、実質賃金は一人親方で113%、職人に至っては103%しか上がっておらず、その差は広がるばかりです。こうした状況があるのに、府として実態調査すらしようとしません。これでは行政の役割を果たせていないのではありませんか。いかがですか。

【答弁：浜田建設交通部長】設計労務単価の再質問に答弁します。設計労務単価につきましては、国や都道府県などの発注者が下請けを含む労働者を対象に賃金台帳等々と照合しながら、綿密に実態を調査したうえで設定しています。府内の平均設計労務単価は、H25年度以降の実勢賃金の上昇が認められたことから引き上げを行い、10年間で約46%の上昇となっております。一方、建設労働者の賃金は、公共と民間、工事の規模、内容、受注額などにより、労使間で総合的に決められるものであり、設計労務単価は労働者に支払われる実賃金を拘束するものではありません。京都府といたしましては、引き続き設計労務単価の引き上げが、現場の建設労働者の賃金に適切に反映され、また、設計労務単価の引き上げと賃金水準の上昇が好循環となって継続されるよう今後とも国などととも建設業関係団体に適切な賃金水準の確保を要請してまいりたいと考えております。

【ばば議員：指摘要望】設計労務単価が現場労働者に支払われる賃金を縛るものではないことは確かだが、一方では、これまで地域の建設業が果たす役割について、議会で、街づくりや安心安全などに極めて重要な役割を果たしていただいていることなど、府としても認めてきました。先ほども賃金の引き上げは重要だとお答えいただきました。建設業は大部分賃金人間が担っています。しかし、業界を支える技能労働者の確保のための取り組みとしては、公契約大綱の考え方を示すだけで、この間の設計労務単価の引き上げを末端までしっかりと補償することなど、労働環境改善への取り組みは極めて遅れていると言わなければなりません。少なくとも設計労務単価に見合っただけで賃金が上がる状況を作るためには、その実態をしっかりと掴むことが必要です。

原油・原材料高騰などの影響への対策はもちろん、人手確保の最大の保障である賃上げなどの労働環境の改善のため、賃金条項を含む公契約条例の実施を早急に決断することを求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

原材料高騰の影響が大きい西陣織事業者への支援を

【さこ議員】日本共産党のさこ祐仁です。通告に基づき、知事並びに理事者に質問します。物価高騰が暮らしと営業に深刻な打撃を及ぼしており、その原因は「新型コロナ」と「ウクライナ侵略」だけではありません。「アベノミクスによる異次元の金融緩和」が重要な要因になっていることは明らかです。今年3月に京都商工会議所が行った2022年1月～3月までの国内の景気動向は、前期実績21.0から大幅なマイナスとなり17.7で、新型コロナウイルスによる感染者の急増に加えてウクライナの情勢緊迫化により下落しました。さらに、企業経営への影響に関する緊急調査結果では、原材料価格の高騰やロシアへの経済制裁に伴う取引停止、物流の混乱による輸送価格の上昇など、多岐にわたっているとしています。

こうした中、議員団として多くの経済団体と懇談し、実状や要望を調査し、訪問先の事業者からは物価高で商品に上乘せできない。例えば金銀糸の工場では生糸があがっているのに製品価格に転嫁ができない等の声もお聞きしたので、経済状況や中小企業対策、とりわけ地元の西陣織を始め伝統産業の支援などについて伺いたします。コロナ感染症の影響で西陣織工業組合のある西陣織会館への入場者数がこれまで年間で20万人から21年度は1万8000人、1割弱へと激減しております。

外出規制などで着物を着る機会がなくなり、催事や展覧会を実施しても来場者の減少やお客さんがゼロ、商品が売れないので、一時期生産をストップする織屋も多数ありました。コロナ禍の制限が全面解除となり、催事や展示会などが再開され参加者が増えてきましたが、高級品が売れず、在庫として売れ残っており、関連工程事業者への仕事の発注が3割から5割の状況は改善せず、西陣地域の路地などからガチャン、ガチャンという織機の機音が聞こえてきません。西陣関連業者の大半の経営状況は、消費税増税以後、コロナ、原材料の高騰、ウクライナ問題などでより厳しくなっており、ゼロゼロ融資などの返済も始まり、今後の資金繰りが心配という声が多く出しています。

そこで伺います。とくに、西陣織工業組合の組合員・織屋の状況は、高年齢等もあり廃業が毎月1件、2件あり、組合員数が、ピーク時2000社からこの4月で300社を割り込んでいます。生産数量もピーク時はH2年に約2800億円がR3年205億円と最高時の7%という状況です。織屋の状況と同じように関連工程の事業者も厳しい状況です。長年の生産減少と合わせ若手職人が育たず、高齢化で人材不足となっています。とくに箔切りの事業者が2軒しかなく、機械をつくる人もいません。また、綜統組合は10軒で若い年代が70歳、2人1組でつくらなければならないので、相方を探すのも苦労されています。撚糸組合でも「仕事が減ってきている、機械を修理する人が西陣地域では一人だけで、困っている」とのことでした。他の関連工程も高齢化と後継者不足で、技術継承ができないという厳しい状況が広がっています。これまでも厳しい西陣の実態については、把握されていると思いますが、今回のコロナ、原材料高騰の影響はさらに厳しくなっています。その認識はありますか。その実態をどう把握されていますか。具体的にお答えください。

今年は応仁の乱で「西陣」の呼び名が使われ始めてから555年の節目の年で様々な取り組みが実施されています。西工の方は、織会館に来られるインバウンドの観光客増だけではなく、本物の西陣織を知ってもらい国内の着物需要を増やし産業として復活させたいと話されていました。

昨年から西陣織、京友禅、丹後織物の産地組合と京都府により「シルクテキスタイル・グローバル推進コンソーシアム」が設立され、3産地の連携による販路開拓や分業体制の再構築などに取り組まれています。しかし、「西陣では事業に積極的に参加し、建材・インテリア市場へ参画された方はまだ

数人と言うことです。新たな事業へ足を踏み出すよりこれまでの事業で頑張りたい」という方も多くおられます。参画者が増えない要因と今後の対策はどうされるのか、お答えください。

また、「京都府の補助制度に月次支援金で対応できず売り上げ減少等で悩んでいる方への独自支援があれば、多くの組合員が助かったのでは」とも言われています。そこで伺います。前年同月比で売上が2割から3割減少している西陣織事業者への支援を実施すべきではありませんか。

西陣織の織機台数は丹後が7割で西陣は3割の状況と聞きます。しかも、織機の設置や修理ができる人が西陣に2、3人しかおられず、また高齢でもう後がない状況とされています。生産設備である織機の多くは昭和50年代までに導入され、現在部品や消耗品が枯渇化しており、調達年々、厳しくなっており、廃業した方の織機の部品などから調達されているものもあります。西陣織工業組合としても課題として、一昨年10月にモノづくり事業部を設置し若手を採用されましたが、残念ながら若手はやめておられます。4月22日付け京都新聞では丹後織物組合等とも連携されていると掲載されました。

丹後には府の織物研修機関があり、織機を修理する人もいるので両方に西陣から研修に行っていると聞きます。京都市産業技術研究所では、織物会社の若手が3ヶ月間、学べるようにしているとのこと。ところが、西陣地域の出機と言われる織手は織機の修理を丹後の事業者へ依頼すると、丹後から来る車の費用も出さなければならず夫婦で月に10万から15万円の織賃で織機の修理を頼むのも厳しくなっていると話されます。

西陣の出機は京都府と西陣織工業組合、丹後織物組合と一緒に交通費の費用負担の解決をはかれる体制づくりを求めておられます。まず、丹後から西陣への往復の交通費問題の解決すること。そして織機の設置や修理できる職人を西陣に常駐する制度をつくること。さらに西陣産地で織機だけでなく他の工程の専門人材を育成する施設創設など、今後も伝統産業西陣織産地を継続させるための支援が必要だと考えますがいかがですか。

また、他府県の産地でも機料品や部品・道具類なども不足していると聞きます。国とも連携し、廃業された事業者の部品や道具類だけでなく、新たな部品や道具を調達する仕組みづくりに取り組むべきではありませんか。は

【答弁：知事】西陣織産地への支援についてでございます。西陣織産地は和装市場の大幅な縮小に伴い後継者不足や高齢化による廃業が進み生産体制の維持が困難となる中で、さらにコロナ禍による催事販売の機会の創出、原材料の生糸や染料の価格上昇等により大変厳しい状況に置かれているものと認識をしております。京友禅や丹後織物も同様の課題を抱えており、このままでは日本を代表する和装産地の存続が危ぶまれることから、和装産業の基盤となる生産システムを抜本的に再構築するとともに、作り手から織り手までの構造改革を進める必要があると考えております。

そのため西陣織・京友禅・丹後織物の三産地の連携により、和の文化力や技術を生かし成長を続けるシルクテキスタイル市場の世界的な産地となることを目指して、三産地の組合に加え京都府の参加するシルク・テキスタイル・グローバル推進コンソーシアムを昨年4月に設立いたしました。コンソーシアムでは東京の商社から国内外の高級インテリア市場を協力して開拓したいとの提案を受け、参加する業者を募集し京都府の支援施策も活用しながら商品開発を進めました。商社では完成した商品を高く評価され、工夫を凝らしたカタログの作成も行いJETROの協力も得ながら販路開拓に取り組んでおります。

応募企業が多くなかった主な要因としては、インテリア商品では広幅織機がないと参加が難しいと、多くの事業者が考えられたためと推測をしております。今後は広幅織機の導入を支援するとともに、

小幅織機でも参加できる商品の開発を進めるなどの工夫を行い、参加企業を広げていきたいと考えております。

今後ともコンソーシアムでの議論をさらに深め、多くの事業者に参加して頂き、国内外から評価される染色産地の実現のため、全力で取り組んで参りたいと考えております。

その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【上林商工労働観光部長・答弁】事業者の売上減少に対する直接的な支援についてでございます。

事業継続と雇用維持の基本となる支援は国が担い、京都府は地域の産業特性に合わせた補助制度や、業界へのきめ細やかな経営支援などを担うことが重要であると考えており、利益の確保に資する織機などの設備の更新や改修、新商品開発の取り組みなどを支援しているところでございます。

次に織機の設置や修理が出来る職人の常駐についてでございますが、京都府では西陣織工業組合と共同で製織職人が力織機の仕組みを学びながら、簡単な織機の調整や修理技術を身につける研修を実施しており、これまで延べ87人が受講しております。これらの人材の活用を含め修理人材の確保について、京都府においても西陣織工業組合とともに、西陣において修理体制が構築できるよう取り組んでいるところでございます。

また関連工程の人材育成については、京都府で関連工程の知識や技術を学ぶ研修を実施しており、西陣・丹後産地を中心に昨年度は延べ210名の方が受講され、それぞれの産地で関連工程の技術を継承しておられます。

次に道具類不足への対策についてでございますが、本年4月西陣・丹後両産地が中心となって機料品調達連絡協議会を設立し、機料品の仕入れ調達の共同化や、機械金属業と連携した代替機料品の共同開発等を目指しております。さらに京都府内だけでなく博多・桐生・北陸等の他産地とも連携して、全国的な織物産地ネットワークを形成することを目指しており、国に対しても協力を求めているところでございます。西陣織産地が今後も継続・発展することができるように引き続き全力で取り組んでまいります。

【さこ議員：再質問】大変厳しい状況だと認識されているということでありました。その中で構造改革を進めていくということで、新たな手立てという形で、三産地連携を進めていらっしゃると思います。そしていろんな形で、西陣の事業者の方も今までもJETROを通じて海外への新商品販売などネット販売などをやっている方も沢山いらっしゃいます。そういう方々もしっかり応援して行ってほしいと思います。

コロナの収束の中で販売がどんどん落ちてきていますので、新たな事業でその厳しい和装産地の状況を突破されようとするんですけれども、西陣織の業者の方がたは高齢化しておりまして、これまでのお得意さんというのを本当に大事にしていきたいと頑張っていると思うんですよ。そういう点で、この新しくこのグループ化とか新製品を作っていくことにすごく悩んでいらっしゃる方もいらっしゃると思います。そういう方々も救っていくということも含めて、先ほど言いましたようにいろんな関連工程も含めて、府独自でこの売上が減少されている方々に対しての支援策の実施とか、動力代など固定費への支援をおこなっていくことが今求められているんじゃないかと思っています。実務を進めていく体制も府として取っていただいて、しっかりと進めていただきたいと思います。その点はどうかということなんです。

それから織機・道具類の部品の関係、今のいろんな形で関連工程を含めて頑張っているということでありました。他産地との関係で国へも要望しているということなんですけれども、具体的にしっかりとそこは進めていくということ、要望じゃなくてしっかりと実態を把握して作っていく、そ

ういう体制をとっていくということが今求められんじゃないかと。代替品ではなかなか難しいというのが多くの事業者の声なんです。だから、そこはしっかりと受け止めて進めていってほしいと思います。その辺どうでしょうか。お答えください。

【再答弁：知事】 さこ議員の再質問にお答えいたします。まず一点目。高齢者の方が非常に多くてさまざまなグループ化等に悩まれているという、そういう実態も十分把握するつもりでございますけれども、まずは今のこの厳しい状況乗り越えるために、国の施策も含めてあらゆる政策を総動員して事業継続と雇用維持に努めますとともに、先ほど申し上げましたように将来にわたってこの和装産地の存続をなんとか確保していくためには、やはり構造改革も必要でございます。まさに現在の事業継続・雇用維持と構造改革を両輪として進めていきたい。その中で非常に厳しい状況にあります西陣の皆様への寄り添った支援も努力をしてみたいと思っております。

道具類につきましては、先ほど部長の方からも答弁ありました。4月に西陣と丹後の両産地が一緒になった協議会も設立されております。まずは実体の把握が必要だということもその通りだと思っております。他の国内の産地との協力も含めて国に対しても強力を求めているところでございます。実態の把握とそれに対する的確な対応に今後とも努めてまいりたいと思っております。

【さこ議員：指摘要望】 実際にいろんな形で寄り添って行くんだとおっしゃるんですけど、具体的に織機を作るとか、機料品を獲得していく体制を設立していくということをしっかりとやっていくことが大変重要だと思っております。そこに京都府が他の産地とも連携しながら、国との連携してやっていくということが本当に求められていると思っております。

もともと日本の和装の歴史や文化を形成してきたのが西陣織だと私は思っていますので、やっぱりそういう点で今のうちに機料品の問題をどうにかしていかなければ、織物産業を次の世代に継承できないと、西工の幹部の方が京都新聞でそういうことをおっしゃっています。そういう思いは皆さん一緒だと思いますので、そこはしっかりとやっていってほしいということを目指しておきます。

経営対策だけでなく京都の農業と畜産を本気で守る抜本対策を

【さこ議員】 次に、農業の問題について伺います。

政府は農産物の輸入自由化を一貫して進め、加工や流通も外国産が大勢を占める中で国内農業を不安定にしています。政府によって余剰米を買い上げて隔離し、さらにミニマム・アクセス米の輸入を中止させる必要があります。食料自給率は37%と政府自身の求める目標からかい離している中で、岸田政権は米価の大暴落を放置し、2年連続の史上最大の減反政策を打ち出しています。

昨年の米価は、大幅な下落と生産費割れとなりました。これでは米づくりを続けていくことはできないとの声があり、すでに今年から米づくりをやめる農家も出ています。さらに、コロナ禍のもとで食料価格の高騰と食糧危機が強まっていた矢先に、ロシアのウクライナ侵略によって、肥料、石油など生産資材の値上げが相次ぐ一方、コメなど農家の手取り価格は大幅に下落し、このままでは生産崩壊につながりかねない状態といわれています。

そこで知事に伺います。米価下落を防ぐためにも過剰な余剰米を国が買い取り、市場から隔離するよう政府に強く求め、米価下落に対し府独自の支援措置を求める府内農家の声にきっちりと答えるべきだと思いますが、いかがですか。また、法的義務もないミニマム・アクセス米の輸入中止を国に積極的に働きかけるべきではありませんか。

JA 京都中央会の「JA 組合員との懇談会」での組合員の意見のとりまとめでは、「ウクライナ紛争等

の世界情勢やコロナ禍の影響で肥料や農業用資材の価格が高騰し、農業経営にも深刻な影響を及ぼしているため、支援措置を講じてほしい」、「我が国の食料自給率を上げていくため、国策として食料自給率の向上を強力に推し進めてほしい」、「厳しい状況ではあるが、来年は米の買取価格を上げてほしい」などの切実な声が紹介されています。

そういう中、福岡県では肥料上昇分の半額を補助する直接的な支援を決定しました。同県では緊急性の高さから、議会初日の6月3日に可決しています。麦、野菜、果樹、花卉、お茶で2022年6月から23年3月に購入・使用した肥料代が対象です。肥料には化成肥料、有機肥料、たい肥、土壌改良剤などが含まれています。他にも輸入小麦や資材価格の高騰対策への支援なども決定されています。

京都では、原油高騰などの先行きは不透明で、肥料原料の安定確保も課題となっています。肥料は輸送費の値上がりや円安も影響して、肥料価格は深刻でJA全農は5月31日、6～10月に供給する秋肥の価格を発表しましたが、前期（春肥）に比べ、単肥では尿素や塩化カリを中心に25～94%値上げ、窒素・リン酸・カリを各15%含む基準銘柄の高度化成肥料は55%上げるといふ、過去に経験したことのない大幅な値上げを発表しました。全農以外の肥料供給業者も相次ぎ値上げを発表して、さらに秋肥確保も厳しいとの声もあがっております。農業者には本当に不安が広がっている状況です。

そこで伺います。肥料価格の高騰は農業経営に大きな影響を及ぼします。京都府でも農業者の肥料を直接支援する制度を創設すべきではありませんか、いかがですか。

畜産農家にとって飼料の高騰も深刻な問題です。穀物の国際相場の高騰のあおりを受けて、配合飼料価格は5年間で1.4倍、昨年から24%も値上がりしています。ウクライナは飼料の主原料トウモロコシの世界第3位の輸出国ですが、今年はトウモロコシの植え付けが危ぶまれています。もともと日本の飼料自給率は12%で輸入に頼っている弊害が出ております。

中丹地域でご主人と二人の従業員の4人で酪農をされている方は、「2019年度までは経費を引いてもまだ利益があったが、今は赤字が続きやっていけない。何のために仕事をしているのか分からん。他の酪農家もみんな困っている」と話されていました。

そこで伺います。ご存知のように、鳥取県では高騰する飼料の値上げ分を補てんする制度を創設されました。飼料、資材・燃料代などが高騰し、酪農家などの経営を圧迫しているとしての緊急支援策です。県の担当者は、「資材価格の動向を注視して、農家の所得状況を勘案した支援策を講じる」と県が前年度比で値上がり分の3分の1を補助し、農協や市町村と協力して生産者の負担が増えないように直接支援されています。

京都府では6月補正予算で「輸入飼料価格高騰対策緊急支援事業費」で畜産農家への経営の強化・改善等を支援されていますが、多くの畜産農家が求めている飼料の直接支援ではありません。京都府でも農業者の飼料価格高騰の影響に対する直接支援制度を創設すべきではありませんか、いかがでしょうか。

口丹地域の農家の方は「『国がコメ余りだ、転作しろ』というから、水が入りにくい土地での米生産を諦めた所有者から土地を借り受けて、水田活用直接支払交付金で転作物はソバでと頑張ってきた」と。「娘夫婦も12.5畝の土地で米や黒豆、ソバの生産で農業をやろうという時に、国は今後5年のうちに水張りをしていない水田を交付金の対象にしないと見直しをした。交付金がないとやっていけない」と話されました。

家のみなさんは、飼料米や麦、大豆、ソバなどの作付けの水田直接支払交付金をカットすると言われたら、たちまち立ちいかなくなります。今でも厳しい中で頑張っている農家から離農者が増え、耕作放棄地が広がり、もっと食料自給率が下がっていく恐れがあります。国に対し水田活用直接支払交付金の制度見直しをやめるよう求めるべきではありませんか。以上、お答えください。

【水口農林水産部長：答弁】 米価下落についてでございます。

米価の安定は農家の所得確保を図る上で大変重要であり、コメの需給と価格の安定化に向け国主導による在庫対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進するよう、全国知事会を通じて要望してきたところです。

その結果、国の令和3年度補正予算により、集荷業者・団体が米を数年保管し長期的に販売する市場隔離が行われてまいりました。

京都府におきましては、米の市場における流通価格の低下を受け、昨年9月定例会でご議決頂いた補正予算により、稲作経営の継続に向けた販売先確保や新たな販路開拓の取り組みに対し、緊急的に支援を行なってきたところでございます。

今後とも府内産米が高価格で販売できるよう、「京のプレミアム米コンテスト」や「京都米フェア」を開催し、PRを実施するとともに、付加価値の高い京都オリジナル米「京式部」の生産拡大や、生産性向上に必要なスマート技術の導入支援などを強化し、稲作農家の所得確保に努めてまいります。

次にミニマム・アクセス米についてでございます。

ミニマム・アクセス米の輸入枠はGATT・ウルグアイラウンド農業合意に基づき、国において総合的な国益の観点から検討されるものと考えております。なお、輸入玄米77万トンのうち大部分が家畜飼料用や味噌・焼酎・米菓子などの加工原料等として販売されており、基本的に主食用米と競合しないよう処理されている状況であり、米価への影響は小さいものと考えております。

次に肥料価格高騰対策についてでございます。輸入化学肥料の高騰により生産コストが増大し農業経営を圧迫しております。このため肥料につきましても、燃油や配合飼料のセーフティーネット同様、価格上昇分を補填する新たな制度を創設するよう、国に対して要望しているところでございます。

京都府と致しましては、輸入肥料原料が高騰するなかでは、化学肥料に頼らない循環型農業が低コスト化に有効であると考えており、加えて安心安全の観点から米の付加価値向上にもつながることから、本年2月定例会及び5月臨時会において議決いただいた予算により、府内産有機質肥料の利用促進のための支援を実施しているところです。

次に飼料価格の高騰対策についてでございます。

畜産経営の中で飼料費の占める割合は3割から6割と高く、飼料価格の高騰は経営に大きな影響を与えているところです。このため国に対し、配合飼料価格安定制度について十分な予算確保と、農家負担の軽減を要望するとともに、粗飼料についても配合飼料と同様にセーフティーネットを整備するよう要望しているところです。京都府と致しましては、畜産農家からの収益性向上を求める切実な声を踏まえ、今回の危機を乗り切るためには畜産物の販売額向上と、生産コスト削減の両面からの支援が必要であると考えております。

販売額向上を図るためには、高価格帯で取引される市場の開拓が必要なことから、首都圏の高級百貨店等をターゲットとした販売フェアや、継続的な販路拡大につながるための商談会を実施することとしております。

また生産コスト削減のためには、畜産農家の飼料自給率の向上や作業の効率化などが必要であることから、飼料作物の生産やスマート技術の導入に必要な機器の整備を支援することとしており、これらの取り組みに必要な予算案を今定例会に提案しているところです。今後とも家畜保健衛生所を中心に、関係機関で構成する「京の畜産応援隊」による伴走支援を通じ、個々の農家の経営に応じたきめ細かい支援をしてまいります。

次に水田活用直接支払交付金の見直しについてでございます。

今回の国の制度の見直しは、転換作物の生産が定着した農地については畑地化を促す一方、水田機能を維持したまま転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物のブロックローテーションに

よる地力の回復と、安定した収量確保を進める目的で行われたものでございます。

京都府と致しましては、水田農業の振興につながる制度となるよう、現場の声と活用実態を十分に踏まえた上で、影響を検証し地域の実情に応じた柔軟な対応を行うよう、国に対して要望しているところでございます

【さこ議員：指摘要望】 昨年の京の米流通促進緊急対策事業など、米価下落などに対応した支援制度が作られましたけれども、コロナ禍に対応した販売促進になると色々と条件があって使いにくかったという声もありますので、米価下落などを直接に影響あるものは直接の支援制度に取り組んでもらいたいと、これは指摘しておきます。

肥料の関係なんですけれども、稲刈りが済んだ後に土づくりに使用するということですが、舞鶴の加佐地区の水稲 40 畝以上の農家の方は約 110 万円近く上がり 500 万円の負担になると。1 袋 1,914 円が、秋肥が 2,460 円になると。546 円（128%）の値上がりになっていくということです。肥料の支援を直接してほしいと求めておられます。6 月補正だけでなく今後も高騰が続く可能性が高いので、農家の実態にあったような直接支援をやってほしい、これは強く求めておきます。

水田活用の直接支払交付金については、実態調査を実施していると言われますけれども、交付金の支援を元に、そば・大豆・麦など作付して地域の農地を維持している。外されたら耕作放棄地が増えるんじゃないかと皆さん心配されております。京都の農業にも大きな影響が出てくると思いますので、この制度を維持していくこと、そこで生産される、そば・大豆・麦などへの価格保障の支援を国に求めていくように要望して質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました

障害のある方がどこでも安心して暮らせるよう府北部にも施設整備を

【島田議員】日本共産党の島田けい子です。先に通告している数点について、知事並びに関係理事者に質問します。まずはじめに、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし生きていくための障害者施設の充実、医療的ケア児者への支援について伺います。

先日、府議会府民環境厚生常任委員会で綾部福祉会を視察し、80歳を超える高齢の障害者にも日中の活動の場を提供し生きがいをもって暮らせるような支援をする一方、医療的ケアが必要な重度の障害を持たれる高齢者が増えており、その方々の居住の確保等のご苦勞をお聞きしました。その後、私は独自に、舞鶴福祉会、網野福祉会にもお訪ねしましたが、同様の課題を抱えておられます。

各法人・事業所ではこれまで、障害がある人も当たり前働き暮らすことのできる地域づくりと、仲間の豊かな発達を保障するために、長年にわたり作業所づくりや働く場、住まいの確保などご尽力をいただいております。そして、その仲間たちが高齢化し障害が重度化する中、その人たちが安心して暮らせる施設がほしいとの要望が共通して出されました。

京都府第6期障害者福祉計画では、府域全体として高齢化する障害のある人への支援体制の整備、親世代の高齢化、親亡き後の支援体制の整備、グループホーム等の居住環境・ハード整備、そして人材確保の対策が重要かつ喫緊の課題とし、医療的ケアを必要とする障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して支援していくことが重要としています。

私は一昨年6月定例会で、京都府北部にも亀岡にある花の木医療福祉センターのような、重度障害児者の入所施設の早期の整備を求めました。長谷川部長からは「医療型短期入所の拡充や、医療ニーズに対応できるグループホームの整備など、支援体制の充実を検討していく」と答弁をいただいております。

そこで伺います。北部地域に医療的ケアが必要な重度の障害児者が入所できる施設整備の必要性、要望が高まっていますが、現在までの具体的な取り組み、検討状況はいかがでしょうか。

京丹後市では、昨年9月10日に地元障害者団体協議会や市民団体など10団体が参加し、「京丹後市にどんな障害のある人も暮らすことのできるグループホームをつくる会」が発足し、建設のための募金活動が始まりました。京丹後市内のグループホームは7か所。障害者事業所に通う人は約370人で、グループホームの定員は57名、15%の人しか利用できていません。親の高齢化や自立の一步として入所を希望しても入ることが難しい状況であり、中でも医療的ケアが必要な重度障害の方が利用できるホームはなく、市外や遠方の施設・病院に入るしかありません。久美浜病院のショートステイ等を活用して日中活動は作業所で仲間たちと暮らすN君は、「障害があっても生まれ育った地域でくらしたい」と一日も早い整備を求めておられます。

そこで伺います。府保健所も、自立支援協議会の場や現場の相談にも対応されていると承知しています。取り組みの進捗状況と課題についてお聞かせください。

また、グループホームの整備はこの数年間、全府で毎年1か所程度にとどまっているのが現状で、現場からは府の補助金の増額を求める強い要望があがっています。また、本府として、看護師加配のための独自措置を打ち切ったことなども大きな影響を及ぼしていると伺いました。独自の看護師確保対策支援の制度の創設をふくめ、抜本的な予算の増額が必要と考えますが、いかがでしょうか。

障害者施設の慢性的な人員不足の解決、専門的人材の確保のために対策強化が求められています。

ケア労働者の低賃金問題は長引くコロナ禍でますます深刻になっていますが、政府が実施した福

社・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業はまったく不十分であり、対象事業所が限られており、相談支援事業は対象から外れています。金額も月に9,000円の引き上げにとどまり、依然として全産業平均から約6万円から7万円低く、現状の改善にはほど遠いのが実態です。事業所の判断で福祉・介護職員以外に賃上げが可能ですが、常勤換算での少ないパイを分け合うこととなり、9,000円の賃上げなど全く届いていません。すべての事業所で働くすべての職員を交付対象にし、金額を大幅な増額すること、10月以降も国費で継続していくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

国においては障害者総合支援法改正時期を迎えており、この秋に法案提出に向けて議論がすすめられています。国と自立支援法違憲訴訟原告団が結んだ「基本合意」、障害者制度改革に基づく「骨格提言」の実現を反映する法案にし、応益負担をなくし、報酬の成果主義・日払い報酬をあらためること、介護保険優先原則の撤廃が必要です。本府としてもこうした立場から国へ意見要望を上げるべきですが、いかがでしょうか。

保護者に寄り添い医療的ケアサポート事業の本格実施を急げ

次に、教育長におたずねします。今年度から府立特別支援学校の医療的ケア児の安心安全な通学環境を確保する、医療的ケアサポート事業がスタートしました。私はこれまでから、丹後圏域での移動支援モデル事業の取り組みを紹介し、その成果を踏まえて府下全域での実施や実態に即した取り組みを要望してきましたので大変喜んでいましたが、いまだ本格実施をできない状況であり、モデル事業も中止になって親御の大きな負担になっています。取り組みの現状と課題についてお聞かせください。ここまで答弁をお願いいたします。

【知事・答弁】 障害者施設の充実についてでございます。京都府北部におきましては身体障害のある方の数は減少してきておりますが、高齢化が進み医療の必要度が高まってきております。また介護する方の高齢化も進む中、医療的ケアを受けながら生活できる施設への入所ニーズに対応していくことが課題となってきております。京都府では北部地域の医療資源の状況を踏まえた上で、こうした入所ニーズに対応するため既存の医療機関の協力を得て、入所者に医療的ケアを提供する比較的小規模な施設を市町村と連携して整備してきており、北部地域においては令和3年度以降に40名分の整備をはかったところでございます。

引き続き市町村と連携をし、医療的ケアを必要とする方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支援体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます

【長谷川健康福祉部長】 京丹後市におけるグループホームの整備状況についてでございます。

京丹後市では、地域の団体が令和6年春の開設を目指し、医療的ケアを必要とする方が利用できるグループホームの整備を計画しているところですが、施設運営に必要な専門的知識を持つ人材の確保が課題であると伺っております。京都府と致しましては、施設基準等に関する助言や整備費として活用できる制度の情報提供などを行うとともに、現在実施している医療的ケアに従事する職員を対象とした在宅療養児支援連携研修などによりさらなる人材育成に努め、この計画を支援してまいりたいと考えております。

次に看護師確保対策も含めた予算の増額についてでございます。

看護師確保対策を含め障害福祉サービスにつきましては、障害者総合支援法の枠組みの中で継続的かつ安定的に提供すべきものであり、京都府としましては障害福祉サービス報酬の充実など、引き続

き国に対して必要な改善を求めてまいりたいと考えております。

なお国に先駆け本府独自におこなってきた看護師加配等の補助制度については、平成 30 年度の国の報酬改定において看護師の複数配置に加算制度が拡充されたことから、短期入所の拡充に向けた補助制度に組み換えるなど、社会的ニーズに対応した充実を図ってきたところでございます。

またグループホームを含めた障害福祉施設の整備につきましては、市町村が主体的に関わるものについて国や府の補助金などにより必要な支援をおこなっているところであり、地域が必要とする施設整備を進めるために十分な財源措置を、引き続きに応募してまいりたいと考えております。

次に福祉・介護職員の処遇改善についてでございます。

障害福祉サービス事業所の福祉・介護職員の処遇改善につきましては、国に対する府の要望も反映された結果、平成 21 年度以降福祉・介護職員の給与が月額約 3.7 万円引き上げられたほか、職位・職責に加えて、職員の経験や技能に応じたさらなる加算措置が設けられたところでございます。

また本年 2 月から 9 月までは福祉・介護職員の処遇改善臨時特別交付金により、月額 9,000 円程度の給付の給与の引き上げが図られたほか、10 月からは報酬改定によりこの引き上げが継続されることとなっております。

京都府と致しましては、国に対して対象職種の拡大や給与の引き上げを含む報酬の改善を要望し、引き続き福祉・介護職員の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

次に障害者総合支援法の見直しについてでございます。

議員ご指摘の通り、平成 30 年に改正された障害者総合支援法は、現在社会保障審議会障害者部会において見直しの議論が進められているところでございます。京都府と致しましては、法改正にあたってはこれまでの事業の取り組み状況を踏まえ、実施主体である地方と十分に協議を行うとともに、障害のある方が利用しやすかつサービス提供事業者が将来にわたって安定した運用を行えるよう、引き続き国に対して要望をおこなってまいりたいと考えております。

【前川教育長】 医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援についてであります。この間事業を始めるにあたって保護者にご意向を伺い、先月末までに 9 名の利用希望があったところです。現在一人一人の状況を踏まえた通学計画や支援内容等について、保護者・主治医・車両事業者及び、看護師等と最終調整を進めており、議員ご紹介の丹後圏域の生徒も含め 6 月から順次開始できる見通しでございます。

地域によっては車両事業者や看護師等の確保が課題であるため、関係機関と連携して情報を収集・提供することが必要だと考えております。府教育委員会と致しましては引き続き本事業の円滑な実施に努め、医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援の充実に取り組んでまいります。

【島田議員・再質問】 ご答弁ありがとうございます。教育長に医療的ケア児の通学支援事業について昨年の対象児童生徒は 19 人もあるのに、申請されたのは 9 人のみということで、京都府の事業のガイドブックを見ますと提出書類も多く、福祉タクシーの確保、看護師確保の細かな事業者との調整は保護者責任になっております。なので進まない。現場にコーディネーター置き、保護者に寄り添った対応を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。明確に今の課題についてお聞かせください。

それから施設の整備について、北部の入所施設の必要性について再度明確な答弁を求めます。

【知事・再答弁】 先ほど申し上げましたけれども、やはり高齢の方が増えたということで、医療的ケアに対するニーズが高まっていることが十分認識しております。ただ北部地域におきましては医療資源が非常に乏しいことから、医療機関が運営するような大規模な施設整備はなかなか難しいと考えて

おりまして、われわれといたしましては、医療的ケアを必要とする重度の障害者を受け入れる施設としては、比較的小規模で障害福祉サービス事業者が整備運営可能なグループホームを整備してきておりまして、この点につきましては引き続き市町村と連携しまして、医療的ケアを必要とする方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、努力をしてまいりたいと考えております。

【前川教育長・再答弁】 島田議員の再質問にお答えいたします。

対象となる生徒が19名程度いらっしゃいましたが、現在9名であるということについてでございます。事業開始にあたりまして、通学時に医療的ケアが必要なため保護者送迎となる本事業の対象の児童・生徒の保護者全員に、3月下旬から4月上旬にかけて各学校から制度の説明をいたしました。5月末までに9名の方が事業を希望しておられます。引き続き保護者による送迎を希望されているケース等もあるため、保護者の意向を十分に確認のうえ、今後も本事業の周知と理解促進を進めてまいります。

またこれまで時間が非常にかかっている、手続き等の問題ではないかという課題面についてでございます。議員ご紹介の丹後の生徒さんについてでございますが、昨年までモデル事業を活用していただいております。昨年は片道のみを実施しておりまして、また送迎につきましては保護者の車両を事業者の登録車両として使用していただいております。

今回安心サポート事業ができましたことにより、保護者からは往復の希望が、また回数も増やした上で、ございました。また、同事業者で事業所の車両を手配することといたしておりますので、事業所あるいは看護師の確保等も含めて、丁寧に調整を図っているために6月開始になったところでございます。

書類等の関係については、保護者がなかなか分かりにくいというお声もございますので、しっかりと丁寧に私どもサポートした上で、事業を円滑かつできるだけ早くスタートできるように取り組んでまいります。

【島田議員・指摘要望】 医療的ケアサポート事業について丁寧に対応はいいのですが、例えば福祉では利用者との調整をやるケア・マネが居るように、学校もしくは教育委員会が責任をもって調整する仕組みでないと、保護者の自己責任ではなかなか解決できないという点も踏まえて提案をいたしております。通学も教育の一環であります。きちっと保障すべきであるので指摘しておきます。頑張ってくださいと思います。

北部地域の入所施設について、グループホームは検討しているようなことでありましたけれども、京丹後市の具体例を紹介しましたように、京都府の計画は実態に合うものになっていません。見直しが必要と私は考えます。

先ほど自民党の荻原さんがおっしゃったように、これは是非現場にも行っていただいて、これは国だ、これは市町村だって言わないで、京都府の独自の努力も求めておきます。現場の声を真摯に受け止め基盤整備を急ぐべきです。看護師加配のための予算拡充についても求めておきたいと思っております。

障害者総合支援法の見直しについては、障害がある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことができるように、特に応益負担制度を導入した自立支援法の廃止など、障害当事者の声が反映されたものになるよう国に強く求めていただきたい、指摘・要望をしておきたいと思っております。

化学物質過敏症対策について

【島田議員】 次に、香りの害、いわゆる「香害」と化学物質過敏症対策について伺います。

全国の保険医勤務医 10 万人余が参加する全国保険医団体連合会発行の月刊誌に、「香料」にひそむ健康リスクに関して特集記事が掲載されています。1990 年代には新築住宅でシックハウス症候群の問題が表面化し、さらに近年は柔軟剤や消臭剤などの香り付き製品による「香害」に苦しむ人々が出てきた。医療者として化学物質による不調を見極めるために何が必要なかを考えるというものです。その中で、稚内北星学園大学前学長の斎藤吉広さんは、「化学物質過敏症」の原因は、「過敏」にあるのではなく、「化学物質」の方にある。日用品の使用が有害物質の暴露もたらすという特性から、市民同士の対立として現れがちだが、製造企業が生み出す汚染物質による「公害」に他ならない。発症者は身体健康と安全を脅かされるだけでなく周囲の無理解によって孤立し、学校や職場といった生活基盤を失ってしまう事もある。この事態に製造企業に加えて行政やメディアはどのような役割を演じているであろうかと問題提起をしています。

実際、親子 3 人が化学物質過敏症で苦しんでいる女性は、「なによりも、今、苦しんでいる患者から、どれほどの症状やどれほどの不自由があり、深刻な状態にあるのかをしっかりと聞いてほしい、そして、必要な事を一緒に考えてほしい。「前例がないからよくわからない、十分解明されていない病気だから」と手放されてしまうと、患者は必要な医療も受けられず、学校や仕事にも行けず、社会生活も参加できず、周囲の理解を得る事もままならないまま孤立して暮らしていかなければなりません。それほどまでも深刻な疾患である事をまずは知ってもらいたい。相談にのって頂ける場所がほしい。」といわれました。学物質過敏症の方々がおかれた現状を端的に示しています。

昨年 9 月、本会議でこの問題を取り上げ、対策の強化を求めました。長谷川部長からは「国の動向を注視していく」との答弁でした。2 月の国会では岸田首相が「必要な研究は進まなければならない」としたものの、後藤茂之厚生労働大臣は、発症メカニズムが未解明で、「診断基準や治療法は存在しない」などと従来の姿勢を変えないなど、遅々として進みません。本府は、国と同様に、「たしかにエビデンスがない」という立場です。府消費科学相談センターが SNS で発信されたほかは何ら取り組まれているのは残念です。

そこで伺います。まずは化学物質過敏症の正しい理解と啓発が重要ということで、啓発強化に乗り出し、独自にホームページに掲載したところは全国 20 を超える都道府県にのぼります。香料自粛を呼びかけるところもあります。本府でも早急に活動の強化を検討すべきです。いかがですか。

相談窓口は、保健所や府消費生活安全センターとなっていますが、患者さんは「保健所の難病担当のかたでも「私はよくわからない。申し訳ない」といわれ、消費者生活安全センターでは「こちらは詐欺や商品トラブルが主な仕事」と、どの窓口でも責任ある対応ができていないのです。どのように改善されますか。伺います。

化学物質過敏症に悩む児童生徒の学びの保障を

【島田議員】次に、化学物質過敏症の児童生徒の学ぶ権利を保障する点についてです。5 月 27 日、CS 青空ネットワークの皆さんが府教育委員会にたいして、化学物質の影響を受けやすい子どもたちのために、学校での啓発や相談対応ができる体制の確立、安心して学べる環境整備などを要望されました。

私は、昨年、与謝野町の小学校で、化学物質過敏症の子どもたちのための専用の教室を作られたことを知り、伺いました。その際、専用教室を利用する 4 年生と 1 年生の兄弟二人から、手紙をもらいました。「僕は困っていることが三つあります。一つ目は消毒です。どんな症状が出るかという頭がくらくらしたり、考えられなくなるんです。二つ目は香りです。頭痛がします。三番目は、農薬や除草剤です。避難しないとイケないくらい、えらくなります。鼻血が出たり頭がくらくらしたり、のど

が苦しくなります。だから今言ったものを減らしてほしいです」

1年生の弟さんは「4歳から病気になりました。除草剤で咳が止まらなくなったり、のどが痛くなるんです。農薬で頭が痛くなるので車でお山に避難します。するとましになるんです。強い香りで頭が痛くなったりものを壊したくなるんです。友達の教室で勉強できないんです。でもおひさま3組ができていけるんです。農薬やお薬などを少しずつ、優しいものにして欲しいです。いいにおいを少しでも優しいのに変えてほしいです」と。お母さんも数年前に発症し、近所で農薬を散布される情報があると、家族で高台に避難する生活を続けておられます。子どもたちは、新型コロナウイルス対策で消毒が増え、1日、1～2時間しか学校にいけなくなりました。ご両親が根気強く学校と相談された結果、町教育委員会が予算を付け、専用の教室が作られました。それまで、屋根の無い中庭にテントと机を置き、一人で勉強していた弟さんは、1日3時間ほどは教室に入ることができるようになったとのことです。

また、この春、府立高校に入学したA子さんは、学校の配慮で別室での入学試験を受け無事合格しました。今は、初期症状で反応する物質も少ないのですが、柔軟剤や合成洗剤の香りで体調が悪くなり保健室に避難し休むこともあります。個別配慮が少しずつある一方、教室への空気清浄機の整備や別室でのリモート授業などの環境は整備されていません。通学は公共交通を利用できないし、校外学習にも参加できません。

そこで伺います。化学物質過敏症の児童生徒に対して、すべての学校で安心して学べる環境整備が必要と考えます。各学校におけるポスター掲示等と啓発の状況、個別支援を行っている人数や専門の教室を確保している学校の数、保護者等への啓発活動などは、どのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

昨年の9月定例会本会議で、府教育委員会の令和元年度調査で、化学物質過敏症の児童生徒が196人、全校種に在籍していることについて、橋本前教育長は「アトピー性皮膚炎、食物アレルギーを持つ児童生徒と比較して、化学物質過敏症は大幅に少ない」との認識を示されました。そもそも、化学物質過敏症の診察が可能な医療機関が少なく、病気そのものが周知されていないことから、子どもの患者数は正確にはわかっていないのが現状です。新潟県上越市の小学生約1万1千人を対象にした2017年のアンケートでは、回答児童の12.1%に化学物質過敏症の症状が見られ、全国で初めて化学物質過敏症児だけの特別支援学級を開設されました。専門の医師からは、「潜在的な子どもの患者は膨大にいる」と警笛を鳴らしておられます。子どもたちは自分の症状の原因が分からず、「だるい」「学校に行くと疲れる」「なぜかおなか痛くなる」などの理由で不登校になったり、記憶力の低下や集中力の低下などで、本が読めない、簡単な計算ができなくなるなど学習障害に悩んでいたり、退学し、学業の継続を断念した生徒もいます。これらの実態をどのように把握されていますか。把握されていないのであれば、これらの子どもたちの声を聞くなどの実態調査を早急に行うことを求めます。いかがですか。

【答弁：長谷川健康福祉部長】化学物質過敏症についてございます。化学物質により多様な症状をきたす疾患については、現在国において原因などの解明などにむけた研究が進められているところですが、そのメカニズムは無解明な部分が多い状況です。一方で化学物質過敏症は身近に存在する柔軟剤や芳香剤の香りなどによって頭痛や吐き気等が引き起こされる健康問題であることから、まずは困っている方がおられることを周りの方に知ってもらうことが大切だと考えております。ことため、京都府におきましては、香りで困っておられる方の配慮や理解を求める啓発ポスターを市町村や医療機関へ配布している他、SNSを利用して啓発をはかっております。また、京都府のホームページにおいては、化学物質等が原因で起こるシックハウス症候群の予防等についても情報発信しており、

引き続き化学物質過敏症の情報発信のあり方について検討してまいります。

次に、化学物質過敏症に関する相談窓口についてでございます。府民の方からの相談のうち、健康相談については保健所等の保健師が、消費者安全相談については京都府消費生活安全センターの相談員が原因と思われる化学物質の回避や医療機関の受診を勧奨するなど相談内容に応じ、対応しているところです。また、職員の専門的知識の向上をはかるため、厚生労働省の補助を受けて、一般社団法人「日本アレルギー学会」が実施しているアレルギー相談員養成研修会を毎年保健師が受講しております。京都府といたしましては、引き続き専門的知識を持つ職員が、府民からの相談に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

【答弁：前川教育長】化学物質過敏症への対応についてでございます。学校では毎年揮発性有機化合物検査を行い、児童生徒の学習環境の維持に努めているところでございます。啓発等についてであります。柔軟剤等の香りにも化学物質が含まれていることから、全府立学校と市町教育委員会に対し、文部科学省など関係省庁が作成した、香りに関するポスターの掲示を求め教職員、児童生徒への理解を深めるとともに、メール等を通じて保護者にも周知をお願いしているところでございます。また、化学物質過敏症の児童生徒の実態につきましては、毎年、年度初めに保護者から提出していただく健康調査表により、把握しており令和2年度は京都市を除く府内公立学校に0.1%～、0.4%の割合で在籍しております。現在府立学校では、アルコールや石けん等の香りに過敏に反応し、配慮を要する生徒が2校に2名在籍しております。両校では、学校医や学校薬剤師の助言の元、担任や養護教諭と保護者、生徒が相談し、風通しのよい座席に固定したり、無香料の石鹸にするなど、生徒の状況に応じた対応を取りながら通常教室で授業を行っております。また、与謝野町の小学校では、化学物質に対して重い症状が現れる児童の症状をふまえ、特別な専用教室を整備し対応していると承知しております。府教育委員会といたしましては、児童生徒が学校で安心して過ごせるよう引き続き市町教育委員会と連携し、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応に努めてまいります。

【島田議員：指摘要望】長谷川部長の答弁は昨年と殆ど変わらず、先ほど指摘しましたように（相談窓口についても）たらい回しになってきてないんです。研修をされるというのであれば、もう少し強化していただいてスキルを上げていかなければなりません。それから、啓発ポスター、ホームページ、情報のあり方を検討していくということですので、ぜひお願いしたいと思っております。シックハウスが問題になった13年前からホームページは変わっておりません。ぜひ改善を早急をお願いしたいと思います。

教育委員会については、6月16日付けで保健体育科から各府立学校長宛ての事務連絡が発信されて、保護者へのたより、保健指導をやるようにいったそうで、質問がきっかけになったなら大変うれしいです。6月12日の京都新聞ジュニアタイムズで、広がる「香害」と題して掲載されました。教育委員会も参考にさせていただきたいです。つくば市では、2019年に幼稚園、小中学校にチラシを配り、給食エプロンは柔軟剤使用を控えるよう呼びかけています。安曇野市と安曇野市教育委員会では、4年前から「香害」の啓発や、柔軟剤など合成香料を多用した製品の使用自粛を呼び掛けています。現場で2名の個別対応は感謝されていますが、限界があります。府や府教育委員会のリーダーシップを求めます。5月の衆議院予算委員会では、文科省が情報収集を検討するとし、ヒアリングを行うようです。子どもたち自身に直接聞かれた方が良いと思うんです。いましかない時間を過ごしています。大好きなお友達と一緒に勉強したり、遊びたいんです。子供たちは環境を選べません。毎日学ぶ教室の空気は安全でなければなりません。実態把握のための調査はそれそのものが啓発にもなります。ぜひ、早急に実施を求めます。そして必要な対策を検討されるよう求めまして質問を終わります。

他会派の質問項目

6月20日

小原 舞議員（府民・舞鶴市）

- 1 産後ケアの充実について
- 2 耕作放棄地対策と担い手支援について
- 3 災害時の避難道路の整備について

片山誠治議員（自民・南丹市及び船井郡）

- 1 府内の米生産と需要拡大について
- 2 ため池の防災・減災の対策について

中村正孝議員（自民・亀岡市）

- 1 移住促進について
- 2 府立農芸高校の今後のあり方について
- 3 太陽光発電のため池設置促進の取組について

6月21日

梶原英樹議員（府民・京都市山科区）

- 1 脱炭素社会を加速させる取組について
- 2 大規模災害における防災拠点について

渡辺邦子議員（自民・京都市伏見区）

- 1 犯罪被害者等に特化した支援条例の制定について
- 2 「子育て環境日本一」における不妊治療・産後ケアについて
- 3 伝統産業の振興について

二の湯真士議員（自民・京都市右京区）

- 1 文化庁の移転について
- 2 飲食業との官民連携のあり方について
- 3 持続可能な中山間地域づくりのためのコメ政策と林業政策について

田中美貴子議員（府民・宇治市及び久御山町）

- 1 子育てにおけるジェンダーバイアス解消について
- 2 子育て環境日本一の地域づくりに向けた広域振興局の活動方針について
- 3 母乳バンクについて

6月22日

萩原豊久議員（自民・宇治市及び久御山町）

- 1 地域公共交通の確保維持について
- 2 特別支援学校の教室不足について
- 3 医療的ケア児への支援について

園崎弘道議員（自民・城陽市）

- 1 危機管理について
- 2 京都府のスマート社会推進体制の構築について

山口 勝議員（公明・京都市伏見区）

- 1 がん対策の推進について
- 2 孤独・孤立への取組について
- 3 観光施策の推進について